

保護者の皆様へ

川崎市『年度限定型』保育事業（7月入所）の御案内

川崎市では、新設園等の空きスペースを活用して、保育所等の利用が保留となった1・2歳児を期間限定（1年度限定）でお預かりする「川崎市『年度限定型』保育事業」を実施しています。

内容を御確認の上、川崎認定保育園やおなかま保育室、幼稚園や認可保育所一時保育事業等のほか、本事業についても御検討ください。

- 受付期間：令和3年6月1日（火）まで ※先着順ではありません。
- 申請方法：利用したい事業実施保育所に直接またはその保育所が指定する方法（3ページ）

1 概要

川崎市では、保育所等の利用申請者数の増加により、1・2歳児の受入枠が不足しております。また、開設1・2年度目の認可保育所では、4・5歳児枠に空きが発生することがあります。

本事業は、開設1・2年度目の認可保育所を有効活用し、1年間という期間を限定して1・2歳児の受入枠を一時的かつ臨時的に確保する、認可保育所の特別保育事業です。

本事業を利用する児童は、各施設の状況により、認可保育所の入所児童と同一クラスで保育を受ける場合と、別の保育室で保育を受ける場合など様々ですが、保育のカリキュラム・内容等については、1年間の期間限定であることを除き、基本的に認可保育所の入所児童と同様です。

2 対象児童

次の(1)～(4)のすべての要件にあてはまる必要があります。

- (1) **令和3年4月以降の保育所等の利用を申請し、利用調整結果通知書で保留の通知を受け、本事業の利用申請時点で、認可・認可外を問わずいずれの保育施設にも利用の目的が立っていないこと**
- (2) 利用時点で市内在住者であること
- (3) 利用時点で、
 - 満1歳児（平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ）または
 - 満2歳児（平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ）であること
- (4) 後述の5(2)に示す必要書類をすべて提出していただくこと

3 利用期間

令和3年7月1日～令和4年3月31日まで（入所月は7月）

- (1) 本事業は利用期間内のみ利用が可能であることを予め御了承ください。
- (2) 年度途中で「保育の必要事由」が消滅した場合等は利用できなくなります。
- (3) **令和3年度の保育所等の利用を申請し、保留となった方は、申請を取り下げない限り令和4年3月まで利用調整の対象となります。『年度限定型』保育事業の利用中であっても、令和3年度途中で認可保育所、認定こども園、または地域型保育事業の利用が可能になった場合には、本事業の利用継続はできないことを御了承ください。**
- (4) 令和4年度以降について
 - 令和4年4月以降の保育の希望がある場合には、令和3年10月以降改めて保育所等の申請が必要となります。

保育の必要事由…「令和3年度保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」8ページを参照

4 利用料について

利用料は、実施保育所が指定する方法で直接その保育所にお支払いください。

(1) 基本保育料

世帯ごとの令和2年度市民税額の年額により、川崎市保育料金額表に定められた階層により下表のとおりとなります。年度途中の変更はありません。

階層区分	基本保育料(月額)
A～C12	20,000円
C13～C18	40,000円
C19～C23	60,000円
C24～C25	80,000円

※市民税が未申告の方は最高所得の世帯と判定します。

※A・B階層の方は幼児教育・保育の無償化の対象となります。また、保育料は一度全額をご自身で納付していただき、後日本市へ請求いただいた後に、本市から償還払いいたします。

※ 保育料階層は「令和3年度保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」42ページを参照

※ 令和2年度から、きょうだいと同時に認可保育所等を利用している場合に多子減免を適用しています。

(2) 延長保育料・補食代

認可保育所の在園児と同様に、延長保育の利用が可能です。延長保育時間、延長保育料、補食（給食）代は「令和3年度保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」22・23ページを参照してください。

なお、保育料金額表の階層区分がAまたはBの場合、延長保育料は免除となります。

（(1)基本保育料と同様に償還払いいたします）

(3) その他の実費徴収

川崎市の認可保育所では、日用品費や行事費等のうち、保護者が実費を負担することが適当と認められるものを実費徴収しております。これは本事業においても同様ですが、利用決定後、保育所から説明があります。

5 利用の申請方法と決定について

(1) 申請受付期間・申請方法

令和3年6月1日（火）まで ※先着順ではありません。

- ① 利用したい事業実施保育所に直接またはその保育所が指定する方法により受け付けます。(請先は区役所・地区健康福祉ステーションではありませんので御注意下さい)
- ② 1人の児童につき3施設まで申請ができます。
- ③ 詳細は、本市ホームページを御覧ください。申請方法は各保育所により異なりますので、**事前に必ず実施施設に電話でお問い合わせ下さい。**

(2) 提出書類

- ① 川崎市『年度限定型』保育事業利用申請書(川崎市指定・第4号様式)
- ② 本市から送付した「教育・保育給付認定決定通知書」または「支給認定証」の写し
- ③ 本市から送付した「利用調整結果通知書(保留)」の写し
- ④ 世帯状況に応じて父母それぞれについて提出が必要な書類(次表【ア】を参照)
- ⑤ 本事業利用開始後に提出が必要な書類(該当者のみ・次表【イ】を参照)

※本事業専用の様式は、川崎市のホームページ(子育て応援ナビ)からダウンロードできます。また、区役所の児童家庭課(支所は児童家庭サービス担当)の窓口でも配布しています。

※複数の施設に申請する場合は、各施設に同様の書類を提出してください。(利用申請書、育児休業期間に関する同意書以外はコピー可)

※きょうだい同時申請の場合は申請児童数分の提出が必要です。(利用申請書、育児休業期間に関する同意書以外はコピー可)

【ア】世帯状況に応じて父母それぞれについて提出が必要な書類

世帯状況	書類	書類の要件等
令和2年1月1日に市外(国内)に居住していた場合	令和2年度市民税課税(非課税)証明書(写し)	川崎市以外の市町村発行のもの(市町村により書類名称が異なる場合があります。)
平成31年1月1日～令和元年12月31日に国外で収入があった場合	令和元年(平成31年)の給与明細書(写し)	国外の勤務先等が発行した書類 国内でも収入がある場合はそれがわかる書類も提出して下さい。
申請時に育児休業中の方で、入所内定となった際には入所月の月末までに育児休業を切り上げることに同意する場合	育児休業期間に関する同意書	【川崎市指定・第5号様式】

【イ】育児休業からの復帰、就労内定、求職中の事由により利用する場合

利用区分	提出書類	提出期日
育児休業からの復帰	育児休業復帰証明書	利用開始後1か月以内
就労内定	就労証明書	利用開始後1か月以内
求職中	就労証明書	利用開始後2か月以内

(3) 利用調整

利用申請者数が受入枠を超えた場合には、**各保育所が利用の可否を決定します。**

※保育所等の入所申請のため、各区役所児童家庭課・各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当に提出された申請関係書類に基づいて、ランク・指数等を判定し、利用調整を行います。そのために、市が実施施設に保育所等申請関係書類に関する情報を提供することを御了承ください。

(4) 利用の可否(内定・保留)の連絡・入園前健康診断

① 保育所から利用可否の通知・内定者へ電話連絡…令和3年6月14日(月)以降

※複数の保育所に申請した場合、申請したすべての保育所から内定及び保留の通知が送付されることを予め御了承下さい。(複数の保育所で内定になることはありません)

② 入園前健康診断(内定者のみ)…令和3年6月15日(火)～18日(金)頃

※入園前健康診断は、予め日時を保育所から指定または調整を行い、保育所において事前の身体計測を行ったうえで、保育所職員の立ち合いにより保育所園医の診療所等で実施します。内定から短期間での対応となりますが、必ず保育所の連絡に従うようお願いいたします。

※内定の場合に同封する児童票及び健康記録票は必要事項を記入して入園前健康診断の際に必ず持参してください。本票がないと健康診断が受けられません。

③ 市健康管理委員会(健診の結果必要となった場合のみ)…令和3年6月23日(水)頃

※健康診断及び健康管理委員会の審議の結果、集団保育が困難と認められたときは、内定を取り消し、又は保留することがあることをあらかじめ御了承ください。

(5) 育児休業からの復職について

本事業の7月入所者については、7月末日までの復職をお願いします。なお、復職できない又はできなくなった場合等は、利用することはできませんので予めご了承ください。

6 本事業利用開始後の認可保育所等の利用について

(1) 令和3年度

令和3年度の保育所等の利用を申請し、保留となった方は、申請を取り下げない限り、令和4年3月まで利用調整の対象となります。『年度限定型』保育事業の利用中であっても、令和3年度途中で認可保育所、認定こども園、または地域型保育事業の利用が可能になった場合には、本事業の利用継続はできないことを御了承ください。

(2) 令和4年度

令和4年4月以降の保育の希望がある場合には、令和3年10月以降改めて保育所等の申請が必要となります。

問合せ先:

(1) 事業内容に関すること

川崎市こども未来局保育第1課 044-200-2662

E-mail: 45hoiku@city.kawasaki.jp

(2) 保育料・利用調整に関すること

川崎市こども未来局保育対策課 044-200-3727

E-mail: 45taisak@city.kawasaki.jp